

5 類移行に伴う対応について

～ 新型コロナウイルス感染症 ～

5月8日以降は、感染予防対策は個々の判断となりますので、関西全体で取り組んでおります「関西 新たな健康生活宣言」を参考に、引き続き状況に応じて対策いただきますようお願いいたします。

関西広域連合 関西 新たな健康生活宣言

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが**5月8日から5類感染症に変更**され、これまで3年超にわたって講じられてきた様々な対策は、**大きな転換点**を迎えます。これまでの対策へのご協力に対し、改めて感謝申し上げます。

位置付けの変更に伴い、日常における基本的な感染対策は**個人や事業者の判断に委ねられること**となりますが、新型コロナの特徴を踏まえた**自主的な感染対策**に取組み、**新たな健康生活**を築いていきましょう。

新型コロナの特徴を踏まえた自主的な感染対策を

- 新型コロナの特徴を踏まえた基本的な感染対策として、**手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着脱**などは、**引き続き有効**です。
- 発熱やのどの痛みなどの**症状がある方は**、周囲の方に感染を広げないため、**外出を控えること**（5月8日以降、陽性者は発症翌日から5日間かつ症状軽快後24時間程度経過するまで）をおすすめします。通院などでやむを得ず外出する時には、**人混みは避け、マスクの着用**（5月8日以降、陽性者は発症翌日から10日間）をおすすめします。
- 発熱などの体調不良時に備え、自己検査キットや解熱鎮痛薬等を備蓄しておきましょう。

重症化リスクの高い方の感染を防ぐ取組を

- 医療機関や高齢者施設などでマスク着用のルールがある場合には、それに従いましょう。
- 流行期において、高齢者等**重症化リスクの高い方は**、**換気の悪い場所や、混雑した場所、近接した会話を避けていただく**ことが感染予防対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）です。
- 特に重症化リスクの高い方は、**積極的なワクチン接種**をご検討ください。

適切な受診行動を

- 受診にあたってはあらかじめかかりつけ医や対応医療機関等に連絡した上で、**適切に受診**しましょう（5月8日以降は、**一部を除き医療費等に自己負担が生じます**）。
- かかりつけ医が無いなど、相談先に迷う場合は、自治体が設置する受診相談センター※等をご活用ください。

※ 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口

和歌山県コールセンター 073-441-2170（24時間対応）

5 類移行に伴う対応についてのQA

～ 新型コロナウイルス感染症 ～

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと移行することに伴い、和歌山県の新型コロナウイルス感染症への対応や方針を示してきました「県民の皆様へのお願い」も5月7日をもって終了します。長きに渡り、県の対策に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今後は、感染予防対策は個々の判断となりますので、関西全体で取り組んでおります「関西 新たな健康生活宣言」を参考に、引き続き状況に応じて対策いただきますようお願いいたします。

● コロナ感染の疑いがある場合、どこで受診できる？

今までは、県が指定する発熱外来等の一部の医療機関でのみの対応となりましたが、5月8日以降は対応医療機関を段階的に拡大していきます。将来的には季節性インフルエンザ等と同じようにどの医療機関でも診療できるようになる予定です。

受診可能な医療機関は、県WEBサイトで掲載（随時更新）しています。

県WEBサイト
医療機関関連



● PCR検査・抗原検査を受検したい時は？

無症状で感染不安のため検査をしたい場合は、病院や衛生検査所で自費で検査いただくか、抗原検査キットを薬局等で自分で購入し、検査していただくこととなります。

症状がある場合は、かかりつけ医等の医療機関にご相談してください。

※県の無料検査事業や検査キットの送付事業は、3月末をもって終了しています。

● ワクチン接種はどのようなになる？

今後は計画的に接種を進めることとなり、5～8月は高齢者(65歳以上)、基礎疾患を有する者(5～64歳)、医療従事者・介護従事者等が、9～12月は5歳以上すべての方が対象となっています。当面、ワクチンに係る費用は公費負担となり、自己負担はありません。

接種を希望される方はお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

接種券がお手元に届きましたら、ご検討をお願いします。

※高齢者や基礎疾患のある方は、春と秋に1回ずつの接種を推奨しています。

県WEBサイト
ワクチン接種



● 第三者認証制度・業種別ガイドラインはどうなる？

「第三者認証制度」や「業種別ガイドライン」は5月7日をもって終了します。今後は各店舗や事業所において、個々の判断で感染防止策を行っていただくこととなります。

引き続き、手引き等が示される業種もありますので、各業界の団体へご確認ください。

● イベントや催しの定員制限は必要？

収容定員の制限は5月7日をもって撤廃され、チェックリストの作成・公表は不要になります。

5月8日からは、感染防止策は、実施事業者の判断のもと行っていただくこととなりますので、イベントの内容や参加者の状況を踏まえ、検討してください。